

自動車検査用機械器具の保守管理要領等

機名 器 の 称	測定上の注意事項	点検要領				保守要領	保守上の注意事項
		点検箇所	仕業	3 か 月 〔仕業点検に次の点 検を加えたもの〕	6 か 月 〔3か月点検に次の 点検を加えたもの〕		
サイドスリップテスタ	(イ) 許容輪荷重以上の自動車を乗せないこと。 (ロ) 踏板上でハンドルを切ったり、ブレーキをかけたりしないこと。	指 示 計	電源を入れた状態で、指針又はデジタル表示部のゼロ点を点検する。			狂っている場合は、ゼロ調整装置でゼロ点に合わせる。	(イ) 指示部は直射日光の当たる場所や湿気の多い場所を避けること。
			電源を入れ、踏板をイン側に3mm程度動かし、急に離れた後のゼロ点を点検する。 アウト側も同様に点検する。			狂っている場合は、ゼロ調整装置でゼロ点に合わせる。	
		本 体 及 び 周 囲	オイル、小石、泥等の付着がないかを点検する。			付着している場合は清掃し、除去する。	(ニ) テスタ上に駐車しないこと。
		コ ー ド 類	損傷等による接続不良箇所が無いかを点検する。			接続不良、断線のあるものは交換する。	(ホ) テスタに水をかけないこと。
		警 報 装 置 (判 定 部)	設定値(5目盛)でブザー吹鳴及びランプ点灯を点検する。			ブザー、電球、リミット・スイッチ等が不良の場合は交換する。	
		各リンク機構及び復元装置		作動状態及び踏板の戻り具合を点検する。		作動が悪い場合は、清掃し注油する。戻りの悪い場合は、復元スプリングを調整する。	
ローラー・レース及び踏板				踏板を外し、各部の汚れ、がた、ゆるみ、錆、摩耗等の有無を点検する。	各部の清掃、増締、注油を行い不良部品は交換する。		

機名 器の称	測定上の注意事項	点検要領				保守要領	保守上の注意事項
		点検箇所	仕業	3か月	6か月		
ブレーキ ・ テスト	(イ) 許容輪荷重以上の自動車を載せないこと。 (ロ) 測定中は、エンジンをかけ変速ギヤをニュートラルにすること。	指示計	ローラーを無負荷状態で回転させ、指針のゼロ点を点検する。			狂っている場合はゼロ調整装置でゼロ点に合わせる。	(イ) 指示部は、直射日光の当たる場所や湿気の多い場所を避けること。 (ロ) テスタに水をかけないこと。(特に検出部分)
		ローラー及びローラー・ベアリング	オイル、泥、水等が付着していないかを点検する。		ローラーを回転させ異音、損傷等を点検する。	どい場合は交換する。泥等が付着している場合は、清掃して除去する。 異音、損傷のある場合は、メーカーに修理を依頼する。グリースニップル付きのものには、メーカー指定のグリースを封入する。	
		ギヤ・ボックス及びダッシュ・ポット	オイルの量を点検する。		オイルの汚れを点検する。	不足している場合は、メーカー指定油を補給し、汚れている場合は、交換する。	
		リフト・操作弁及びコンプレッサ	リフトが円滑に作動し、エア漏れが無いかを点検する。			作動が悪い場合やエア漏れがある場合、メーカーに修理を依頼する。	
			コンプレッサのフィルタの水抜き、汚れ及びオイルの油量を点検する。			汚れのひどい場合は、外して清掃する。油量不足の場合は、メーカー指定油を補給する。	
		コード類	損傷等による接続不良箇所が無いかを点検する。			接触不良、断線のあるものは交換する。	
チェーン			チェーン・カバーを外して、チェーンの汚れ具合、張り等を点検する。	汚れている場合は、清掃してから給油する。伸びのひ			

機 名 器 の 称	測定上の注意事項	点 検 要 領				保 守 要 領	保守上の注
		点 検 箇 所	仕 業	3 か 月	6 か 月		
ブ テ ス タ ・ レ ー キ		V ベ ル ト			汚れ、張り、及び損傷等を点検する。	汚れている場合は、清掃してから張りを調整する。損傷のあるものは交換する。	
前 照 灯 試 験 機	(イ) 床面は水平であること。 (ロ) 外部からの光の影響がないこと。 (ハ) 自動車に運転者1名が乗車した状態で測定すること。 (ニ) 4灯式前照灯の場合は、副灯を遮へいして測定すること。 (ホ) 前照灯を点灯し受光部を照射し、光電池の感度が安定してから測定すること。	指 示 計	光軸、光度スイッチを切った状態（光が入らないのと同じ状態）で光度計、光軸計の各指針の機械的ゼロ点を点検する。			狂っている場合は、ゼロ調整装置でゼロ点に合わせる。	(イ) 受光部は、直射日光、湿気、衝撃を与えないこと。 (ロ) 使用しないときは、受光部にカバーをかけておくこと。
		レンズ及び反射鏡	汚れ、くもり等を点検する。			汚れている場合は、軟らかい布等で清掃する。	
		水 準 器	気泡の有無及び位置を点検する。			気泡のないものは、メーカーに修理を依頼し、また赤枠内に入っていない場合は、水準調整つまみ、又はシム等で調整する。	
		レ ー ル	泥、小石等が付着していないかを点検する。	試験機を左右に移動させ、曲がり、水平度を点検する。		泥等が付着している場合は清掃し除去する。曲がりある場合、水平が狂っている場合は、メーカーに修理を依頼する。	
		車輪、支柱及び昇降台		作動が円滑であるか(曲がり、錆等の有無)を点検する。		作動の悪い場合は、除錆、清掃し、注油する。曲がりある場合は、メーカーに修理を依頼する。	
音 量 計	(イ) 最大目盛以上に振り切らせないよう高レンジから使用すること。	指 示 計	電池を入れない状態で、指針の機械的ゼロ点を点検する。			狂っている場合は、ゼロ調整装置でゼロ点に合わせる。	(イ) 衝撃、振動等を与えないこと。 (ロ) 直射日光の当たる場所や湿気の多い場所に置

機名 器の 称	測定上の注意事項	点検要領				保守要領	保守上の注意事項
		点検箇所	仕業	3か月	6か月		
音量計	(㊦) 暗騒音の大きい場所での測定は避けること。反射音、強風及び電磁作用等の影響を受けやすいので注意すること。	指示制御ダイヤル、電圧及び増幅度調整つまみ	電源を入れ必要な暖機を行い、指示制御ダイヤルを回し、指示計のセット位置に指針がセットされているかを点検する。			狂っている場合は、電圧及び増幅度調整つまみを回してセット位置に合わせる。合わない場合は、メーカーに修理を依頼する。	かないこと。 (ハ) マイクロホン及びマイクロホン・コードは、音量指示部(本体)と組み合わせになっているので、他のものと交換しないこと。(損傷等で、交換をした場合は、必ず較正を受けること。) (ニ) 電池式のもの、使用しないときは電池を外しておくこと。
		コード類	損傷等による接続不良箇所が無いかを点検する。			接触不良、断線のあるものは交換する。	
		測定器	マイクロホンを接続し、測定状態で約30分間通電し、正常であるかを点検する。			長時間使用しないと温度、湿度等の影響により、故障の原因となるので内部乾燥を行う。	
		マイクロホン	埃等が付着していないかを点検する。			埃等が付着している場合は清掃する。	
騒音計	(イ) レンジ切り替えスイッチで騒音の大きさに適したレンジを選択し、測定すること。 (㊦) 壁などによる音の反射や、強風、強い電界・磁界(電気機械類の近くなど)及び振動による影響を受けない場所で測定すること。	指示計	アナログ式の場合は、電源を入れない状態で指針の機械的ゼロ点を点検する。			狂っている場合は、調整装置でゼロ点に合わせる。	(イ) 衝撃や振動を与えないこと。特にマイクロホンは落とさないよう注意すること。 (㊦) 埃のかかる場所や、高温、多湿、直射日光の当たる場所には保管しないこと。 (ハ) 長期間使用しない場合は、電池を取り出しておくこと。 (ニ) マイクロホンは、本体と組み合わせになっているので、他のものと交換しないこと。
		電池	液漏れを点検する。			電池が劣化している場合は、交換する。	
		校正装置	電源を入れ、ファンクションスイッチをCAL位置にし、校正用ボリュームで校正レベル値に調整できるかを点検する。			調整できない場合は、メーカーに修理を依頼する。	
		マイクロホン	埃等が付着していないかを点検する。			埃等が付着している場合は清掃する。	

機名 器の 称	測定上の注意事項	点検要領				保守要領	保守上の注意事項
		点検箇所	仕業	3か月	6か月		
騒音計	(ハ) 暗騒音の大きな場所での測定は避けること。	コード類	損傷などによる接触不良箇所が無いかを点検する。			不良の場合はメーカーに修理を依頼する。	(損傷等で交換した場合は、検定を受ける必要がある。) (ホ) 検定の有効期間を確認すること。(騒音計の検定有効期間は5年間)
速度計 試験機	(イ) 許容輪荷重以上の自動車載せないこと。(モータリング型は、駆動可能輪荷重に注意すること) (ロ) 前輪駆動車はステアリング・ホイールを確実に保持し、直進状態を保つこと。	指示計	ローラーが停止している状態で、指針の機械的ゼロ点及び電氣的ゼロ点を点検する。			狂っている場合は、ゼロ調整装置でゼロ点に合わせる。	(イ) 指示部は、直射日光の当たる場所や振動、湿気の多い場所を避けること。
		ローラー及びローラー・ベアリング	オイル、水、泥等が付着していないかを点検する。		ローラーを回転させ異音、損傷等の有無及び回転が円滑であるかを点検する。	泥等が付着している場合は、清掃し除去する。異音、損傷のある場合はメーカーに修理を要請する。グリース・ニップル付きのものには、メーカー指定のグリースを封入する。	(ロ) テスタに水をかけないこと。 (ハ) テスタの上に駐車しないこと。
	(ハ) モータリング型で、駆動装置を使用しないで試験する場合は、クラッチでローラとモータを切り離して行うこと。	リフト、操作弁及びコンプレッサ	リフトが円滑に作動し、エア漏れが無いかを点検する。			作動が悪い場合やエア漏れがある場合は、メーカーに修理を依頼する。	汚れのひどい場合は外して清掃する。油量不足の場合は、メーカー指定油を補給する。
			コンプレッサのフィルタの水抜き、汚れ及びオイルの油量を点検する。				
高速連続運転試験の場合には、タイヤの空気圧を少し高めとすること。	コード類	損傷等による接続不良箇所が無いかを点検する。			接触不良、断線のあるものは交換する。		

機名 器の 称	測定上の注意事項	点検要領				保守要領	保守上の注意事項	
		点検箇所	仕業	3か月	6か月			
速度計試験機		ジョイント及びガイド・ローラー		ジョイントのガタ、緩みを点検する。ガイド・ローラーが円滑に回転するか点検する。		緩んでいる場合は、取付部を増締めする。ガイド・ローラーに注油する。		
		指示検出部		検出器の取付状態、カップリングの緩みを点検する。		緩んでいる場合は、取付部を増締めする。		
				ベルトの張り、損傷を点検する。		緩んでいる場合は張りを調整し、損傷のあるものは交換する。		
一酸化炭素測定器・炭化水素測定器	(イ) 測定中、エンジンの空吹きをしないこと。また測定が終了したら、直ちにプローブを排気管から抜き取ること。 (ロ) 有機溶剤や油のあるところで測定しないこと。 (ハ) 導管を折り曲げて測定しないこと。 (ニ) プローブ、導管が低濃度用と高濃度用に分かれているものは、それぞれ使い分けること。	指示計	アナログ表示は、電源を入れない状態で指針の機械的ゼロ点を点検する。			狂っている場合は、ゼロ調整装置でゼロ点に合わせる。	(イ) 振動の多い場所や傾斜地への設置は避けること。 (ロ) 湿気の多い場所や温度変化の激しい場所への設置は避けること。 (ハ) スパン・ガスは毒性が強いため、取扱いに注意すること。 (ニ) 1日の測定が終了した場合は、30分程度清浄空気を吸引させ、測定器内の残存ガスを十分に除去してから電源を切ること。	
			デジタル表示は、電源を入れ、デジタル表示の各数字が正常に表示しているかを点検する。			(ホ) デジタル表示の一部が消えている場合は、メーカーに修理を依頼する。		
		校正	(1) ゼロ校正	電源を入れ、必要な暖機を行い、清浄空気を吸引させてゼロ点を点検する。				狂っている場合は、ゼロ調整装置でゼロ点に合わせる。調整できない場合はメーカーに修理を依頼する。
			(2) 簡易校正装置	簡易校正スイッチを入れ、作動状態及び指示値を点検する。				作動が悪い場合は、メーカーに修理を依頼する。指示値が狂っている場合は、スパン調整つまみで簡易校正指示値に合わせる。

機 名 器 の 称	測定上の注意事項	点 検 要 領				保 守 要 領	保守上の注意事項	
		点 検 箇 所	仕 業	3 か 月	6 か 月			
一酸化炭素測定器・炭化水素測定器	(ホ) 連続して測定する場合は、プローブを排気管から抜き取り、指示値がゼロになってから測定すること。 (ハ) 測定中は換気に注意すること。 (ト) プローブを床に置かないこと。	校正	(3) スパン校正 〔頻度はメーカー指定による〕	スパンガスを注入し、指示値を点検する。(方法は取扱説明書を参照する。)			狂っている場合は、スパンガス調整つまみで校正基準値に合わせる。調整できない場合は、メーカーに修理を依頼する。	
		フロー・モニター (流量計)	導管をガス入口から外し、ガス入口を手で覆い作動状態を点検する。			正常に作動しない場合は、メーカーに修理を依頼する。		
		プローブ及び導管	つぶれ、割れ、つまり、汚れ等を点検する。			つぶれ、割れ等があるものは、同一形状のものと交換し、汚れ、つまりのある場合は、布又は圧縮空気等で清掃する。		
		フィルター	汚れの状態を点検する。			汚れている場合は、交換する。		
		ポンプ	異音が無いかを点検する。			異音がある場合は、メーカーに修理を依頼する。		
		水分離器	溜まっている水の量を点検する。			水が溜まっている場合は、外して排水し清掃する。		
		コード類	損傷等による接触不良箇所が無いかを点検する。			接触不良、断線のあるものは交換する。		
黒煙測定器	(イ) ペダル・スイッチは必ず加速ペダルに取り付けて、測定すること。 (ロ) 検出部は、ろ紙に密着させて測定すること。	指 示 計	電源を入れない状態で、指針の機械的ゼロ点を点検する。			狂っている場合は、ゼロ調整ねじで100%の位置に合わせる。	(イ) 測定器は、直射日光の当たる場所や振動、湿気の多い場所を避けること。 (ロ) ろ紙及び校正用標準紙は、直射日光等にさらしたり、埃の多い場所	

機名 器の称	測定上の注意事項	点検要領				保守要領	保守上の注意事項
		点検箇所	仕業	3か月	6か月		
黒煙測定器	(ハ) プローブの先端キャップを付けたままで採取すること。 (ニ) 導管を折り曲げて採取しないこと。	指示計	電源を入れ、必要な暖機運転を行い、付属標準紙に検出部を当て、指示調整つまみをまわして付属標準紙の汚染度数値に指針又はデジタル数値を合わせるができるか点検する。			調整ができない場合は、検出部の清掃又は電球を交換する。(メーカー指定のもの)	(ハ) に保管しないこと。(校正用標準紙は定期的に変換すると良い) (ニ) 導管の長さは、5 mと規定されているので勝手に長さの変更をしないこと。
		プローブ及び導管	つぶれ、割れ、つまり、汚れ等を点検する。			つぶれ、割れ等があるものは交換し、汚れ(カーボンの付着等)が多い場合は軽油等で清掃する。	
		空気圧調整器 (ないものは除く。)	制御圧を点検する。			メーカー指定圧力に調整する。	
		エア・パージ機構	エア・パージの作動状態を点検する。			作動しない場合は、コンプレッサの圧力計及び測定器の空気圧調整器、導管の接続状態を点検する。	
		吸引ポンプ及びペダルスイッチ	作動状態を点検する。			円滑に作動しない場合は、ペダル・スイッチの導通を点検する。	
		紙送り装置 (ないものは除く。)	ろ紙の有無及び作動状態を点検する。			ろ紙がない場合は、メーカー指定のものを補給する。作動が悪い場合は、メーカーに修理を依頼する。	
		コード類			損傷等による接続不良箇所が無いかを点検する。	接触不良、断線のある場合は交換する。	

機名 器の称	測定上の注意事項	点検要領				保守要領	保守上の注意事項
		点検箇所	仕業	3か月	6か月		
黒煙測定器		測定台 (無いものは除く。)		汚れ及び変形等を点検する。		汚れている場合は、清掃し、変形している場合は交換する。	
オパシメータ	(イ) 検出部は直射日光や排出ガスが直接当たらない場所に設置すること。 (ロ) 導管を折り曲げて測定しないこと。 (ハ) プローブは高温になるので、取り扱いに注意すること。 (ニ) 測定中は換気に注意すること。	指示部	電源に充電電池を使用しているものは、充電状態を点検する。			充電不足の場合は、取扱説明書に基づき充電する。 充電できない場合は、メーカーに修理を依頼する。	(イ) 振動や衝撃を与えないこと。 (ロ) ほこりのかかる場所や高温、高湿、直射日光の当たる場所に保管しないこと。 (ハ) プローブ及び採取導管は専用のものを使用し、導管の長さを変更しないこと。
			電源を入れ、デジタル表示の各部が正常に表示しているかを点検する。			デジタル表示の一部が消えている場合は、メーカーに修理を依頼する。	
			暖機運転の終了後、ゼロ指示を点検する。			不良の場合は、メーカーに修理を依頼する。	
			エラー表示の有無を点検する。			エラー表示がある場合は、取扱説明書に基づき解除する。解除できない場合は、メーカーに修理を依頼する。	
			各スイッチの作動状態を点検する。			不良の場合は、メーカーに修理を依頼する。	
			自動測定モードを備えているものは、測定開始操作で測定を開始することを点検する。			不良の場合は、メーカーに修理を依頼する。	
		検出部	レンズ、ミラー、保護ガラスの汚れ及び損傷などを点検する。			汚れのあるものはクリーニングペーパーなどで清掃し、損傷のあるものは交換する。	

機 名 器 の 称	測定上の注意事項	点 検 要 領				保 守 要 領	保守上の注意事項
		点 検 箇 所	仕 業	3 か 月	6 か 月		
オ パ シ メ ー タ		検 出 部	保護ガラスのホルダーがあるものは、ホルダーの取り付け状態を点検する。			不良の場合は、正常な状態に調整する。	
			掃気用ファンの作動状態を点検する。			不良の場合は、メーカーに修理を依頼する。	
				【1ヶ月点検】 測定セル内の汚れの状態を点検する。		汚れている場合は、付属のブラシで清掃する。	
		プローブ及び導管	つぶれ、割れ、つまり、汚れなどを点検する。			つぶれ、割れのあるものは同一形状のものと交換し、つまり、汚れのある場合は、布又は圧縮空気などで清掃する。	
			プローブ固定金具の作動状態を点検する。			不良の場合は、メーカーに修理を依頼する。	
コ ー ド 類	損傷などによる接続不良箇所がないかを点検する。			不良の場合は、メーカーに修理を依頼する。			

機 名 器 の 称	測定上の注意事項	点 検 要 領				保 守 要 領	保守上の注意事項
		点 検 箇 所	仕 業	3 か 月	6 か 月		
検査用 スキャン ツール	(イ) 接続前に VCI コネクタに端子折れや曲がり、端子の口開き、コネクタ勘合面に異物噛み込み、割れや変形等、嵌合不良を生じる不具合が無いこと。	表示部(分離型にあつては PC 等)	表示部が、正常に表示でき、破損等が無いこと。			一体型にあつては、メーカーに修理を依頼する。	(イ) 検査に必要な情報を一つ以上の方法で入力できること。 (ロ) 全ての付属品等が備わっていること。また、付属品等の機能が良好であること。
			起動させた際に初期画面が表示できること。				
	(ロ) VCI コネクタを車両診断コネクタにしっかりと奥まで差し込むこと。	接 続 部	車両側に接続するコネクタ等に汚れが無いこと。			汚れている場合は清掃する。	
		入 力 部	自動車検査証に記載されている二次元バーコード等、車両の検査に必要な情報を正確にソフトウェアへ入力できること。				
(ハ) OBD 検査用サーバーに接続していること。			キーボード等を使用して検査に必要な情報が入力できること。				

機 名 器 の 称	測定上の注意事項	点 検 要 領				保 守 要 領	保守上の注意事項
		点 検 箇 所	仕 業	3 か 月	6 か 月		
検査用 スキャン ツール		送 受 信	ソフトウェアを用いて独立行政法人自動車技術総合機構の使用に係る電子計算機に確実に送信でき、かつ、当該電子計算機から継続検査用 OBD との通信に必要な情報及び検査の結果を確実に受信できるものであること。				